

令和4年9月

大東市議会

定例月議会議案

( 追 加 )

提 出

令和4年9月27日



報告第8号

令和3年度決算における健全化判断比率について

令和3年度決算における健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和4年9月27日提出

大東市長 東 坂 浩 一

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条に基づく健全化判断比率について

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	6.5	—
(12.03)	(17.03)	(25.0)	(350.0)

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率については赤字額がないため、また、将来負担比率については算出されないため、「—」と表している。

※（ ）内は、本市における早期健全化基準である。

印刷物番号

4 - 5 3